

(資料三)

平成二十七年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	1
特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	3

平成27年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第155号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第156号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第157号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、職員等に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 給料表の改正

職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「職員等」という。）の給料表を人事委員会の勧告どおり改正すること。

(2) 期末手当の支給割合の改正

任期付研究員及び特定任期付職員（第155号議案に限る。）

ア 平成27年度

支給月	改正前	改正後
12月	100分の150	100分の160

イ 平成28年度以降

支給月	改正前	改正後
6月	100分の135	100分の145
12月	100分の160	100分の150

(3) 勤勉手当の支給割合の改正

ア 平成27年度

㍿ (イ)以外の職員等（任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）

区分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員	12月	100分の70	100分の80

を除く。)			
特定管理職員	12月	100分の90	100分の100

- (イ) 再任用職員、再任用教育職員及び再任用教職員（以下「再任用職員等」という。）

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の37.5	100分の42.5
特定管理職員	12月	100分の47.5	100分の52.5

イ 平成28年度以降

- (ア) (イ)以外の職員等（任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の70	100分の75
	12月	100分の80	100分の75
特定管理職員	6月	100分の90	100分の95
	12月	100分の100	100分の95

- (イ) 再任用職員等

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の37.5	100分の40
	12月	100分の42.5	100分の40
特定管理職員	6月	100分の47.5	100分の50
	12月	100分の52.5	100分の50

- (4) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

任期付研究員及び任期付職員の給料表の改正に伴う規定の整理（第155号議案に限る。）

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2の(2)のイ及び(3)のイについては、平成28年4月1日から施行する。
- (2) 2の(1)及び(4)については平成27年4月1日から、2の(2)のア及び(3)のアについては平成27年12月1日から適用する。

第158号議案

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第155号議案から第157号議案までによる職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

期末手当の支給割合の改正

支給月	改正前	改正後
12月	100分の150	100分の160

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。